

2020年3月27日

各位

株式会社 佐賀共栄銀行

女性行員の服装基準の見直しについて

株式会社 佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、前例にとらわれない柔軟な発想が生まれやすい環境づくりと従業員の働きやすさや生産性の向上を目的に、以下のとおり一部の女性行員を対象に服装基準の見直しを実施いたしますのでお知らせいたします。

○対象者

- ・本部女性行員（パートタイマーを含む）
- ・営業店女性渉外行員
- ・営業店女性内部役席者（主任以上の職位の者）

○服装基準

本部女性行員（パートタイマー含む）	営業店女性渉外行員 営業店女性役席者
オフィスカジュアル （清潔感があり職場の雰囲気と調和する色やデザインの服装）	ビジネススーツ

○開始日

2020年4月1日（水）

以上

◎本件に関する問い合わせ先

人事部(担当:宮地)

TEL 0952-26-3329